

令和元年台風19号による災害により被害を受けられた皆さま

このたびの、台風19号による災害により被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社保険契約での保険金のお支払いにつきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

記

○お客さまのご契約が、安心保険プラスⅢスーパー、安心保険プラスⅡスーパー、安心保険プラス・スーパー（安心保険プラスⅢ、安心保険プラスⅡ、安心保険プラス）の場合

1. 水害による損害の補償内容

(1)家財保険金

台風による水害により、入居物件に収容され、かつ、お客さまの所有する家財に損害が発生し、以下に該当する場合、家財保険金をお支払いします。

水害※1	家財が、すべての家財の再調達価額※2の30%以上の損害を受けた場合	損害額×100% 損害額が家財保険金額をこえるときは、 家財保険金額限度
	上記以外で床上浸水による損害 家財が、すべての家財の再調達価額の15%以上30%未満の損害を受けた場合	家財保険金額×10% (家財保険金額が家財の再調達価額をこえるときは、再調達価額×10%) 1事故につき60万円限度
	家財が、すべての家財の再調達価額の15%未満の損害を受けた場合	家財保険金額×5% (家財保険金額が家財の再調達価額をこえるときは、再調達価額×5%) 1事故につき30万円限度

※1 土砂崩れによる損害は上記の水害としてお取り扱いします。

※2 同等の物を新たに購入するのに必要な金額をいいます。

(2)費用保険金

条件により、以下の賃借費用保険金もお支払いの対象となる場合があります。

賃借費用保険金	水害により入居物件が半損以上になり、家財保険金のお支払いがある場合	入居物件の月額賃借料の3ヶ月分もしくは30万円のいずれか低い額を限度に、損害が生じたときから1ヶ月以内に発生した宿泊費用等の 実費
---------	-----------------------------------	--

※半損以上：損害の額が入居物件の再調達価額の20%以上となった場合をいいます。

2. 風災による損害の補償内容

(1)家財保険金

台風による風災により、入居物件の外壁等が損傷し、その場所からの吹込みにより、入居物件に収容され、かつ、お客さまの所有する家財に損害が発生した場合、家財保険金額を限度として、実際に発生した損害の額を家財保険金としてお支払いします。なお、入居物件の構内に所在するエアコンの室外機、専用洗濯機置場にある洗濯機およびアンテナについては、入居物件内に収容されていない状態であってもお支払いの対象としてお取り扱いします。

(2)費用保険金

風災により家財保険金をお支払いする場合は、以下の費用保険金をお支払いします。

臨時費用保険金	家財保険金のお支払いがある場合	家財保険金×30% (1事故100万円を限度とします)
残存物取片づけ費用保険金	家財保険金のお支払いがあり、残存物の取片づけに費用を支出された場合	家財保険金×10%を限度に実費

条件により、以下の賃借費用保険金もお支払いの対象となる場合があります。

賃借費用保険金	風災により入居物件が半損以上になり、家財保険金のお支払いがある場合	入居物件の月額賃借料の3ヶ月分もしくは30万円のいずれか低い額を限度に、損害が生じたときから1ヶ月以内に発生した宿泊費用等の 実費
---------	-----------------------------------	--

※半損以上：損害の額が入居物件の再調達価額の20%以上となった場合をいいます。

(3)修理費用保険金

風災を原因とする入居物件の損害について、入居物件の建物賃貸借契約書に記載された原状回復義務により、または緊急的に、被保険者の費用でこれを損害発生直前の状態に復旧するために実際に要した費用に対し、1事故100万円を限度として、修理費用保険金をお支払いします。

(ご注意)

- ①家財保険金の支払額が保険金額に達した場合も保険契約は失効せず、保険金額は自動復元します(退去された場合は、保険契約は失効します)。
- ②賃貸テナント入居者向けの什器備品総合保険「テナント安心保険プラス・スーパー」は上記の補償内容とは異なりますので、弊社お客さま相談窓口までお問い合わせください。

<お客さま相談窓口>

0120-329-431 (土・日・祝日を除く9:00~18:00)

- ③保険金お支払い条件の詳細につきましては、「パンフレット」、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「約款・特約」も併せてご確認ください。

事故報告につきましては、下記「保険金請求受付センター」にてお受付いたします。

<保険金請求受付センター>

0120-551-224 (24時間365日受付)